

知基第406号

令和5年3月29日

外務省特命全権大使（沖縄担当）

宮川 学 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



那覇港湾施設からのオスプレイの離陸について（抗議）

令和5年3月18日、沖縄県に事前の連絡をすることなく、MV-22オスプレイ1機が那覇港湾施設に陸上げされ、同月20日、同施設から普天間飛行場に向けて飛行しました。

沖縄県としては、市街地に位置し、多くの民間機が離着陸する那覇空港に近接している那覇港湾施設において、復帰後ほとんど行われてこなかつたこのような運用が行われることは断じて容認できません。

そのため、令和3年11月、令和4年2月、6月及び11月にオスプレイ等が那覇港湾施設を離着陸した際、今後、同施設において航空機の離着陸を一切行わないこと等について強く要請したところであります。

また、これまでの要請において、地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、速やかに情報を提供することを求めていたにもかかわらず、今回、オスプレイの陸上げ等に関して事前に情報を把握していながら、沖縄県への情報提供がありませんでした。

沖縄県としては、このような運用が繰り返され、常態化が懸念されるような状況は、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に対し更なる基地負担を強いるものであり、決して容認できません。

また、那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、これまでの移設協議会において繰り返し確認さ

れてきており、那覇港湾施設の移設により米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることがあってはならないと考えております。

については、今回の事態に厳重に抗議し、下記の事項について強く要請します。

記

- 1 那覇港湾施設においては、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう米軍に働きかけること。
- 2 在沖米軍基地において、従来行われなかった運用を行うことにより、基地負担を増大させることのないよう米軍に働きかけること。
- 3 地域住民に与える影響が大きい米軍の運用については、基地の提供責任者である政府において迅速かつ正確な把握に努め、速やかに情報を提供すること。
- 4 オスプレイの配備を撤回すること。